

大学入学者選抜における公平性・公正性に関する研究：イギリスの高大接続からの検討

花井， 渉
九州大学

<https://hdl.handle.net/2324/7174492>

出版情報：Research Bulletin of the Kyushu Association of Education. 50, pp.45-52, 2023. Kyushu Association of Education

バージョン：

権利関係：5. 著作権（1）本誌に掲載された論文などの著作権については、本学会に帰属する。また、著作者自身が自己の著作物を利用する場合には、原則として本学会の許諾を必要としない。



大学入学者選抜における公平性・公正性に関する研究

－イギリスの高大接続からの検討－

花 井 渉

1. はじめに：本稿の目的及び問題の所在

本稿の目的は、近年の日本における高大接続改革によって浮き彫りとなった大学入学者選抜における公平性・公正性の在り方や方向性について、近年のイギリス⁽¹⁾における高大接続改革を事例に検討することである。それにより、今後の高大接続改革における公平性・公正性の在り方を検討する際の一つの示唆を得たい。

2019年11月1日、萩生田文部科学大臣（当時）は、2020年度からの英語民間試験活用を見送ることを発表している。大臣は、「経済的な状況や居住している地域にかかわらず、等しく安心して試験を受けられるような配慮、（中略）できるだけ公平で、アクセスしやすい仕組みはどのようなものなのか、（中略）今後、一年を目途に検討し、結論を出したいと思います」（傍線筆者）と述べている⁽²⁾。

この見送りの背景には、民間試験をめぐる、内容や目的が異なる試験を比べることが困難である点や、試験会場が少ない地方の受験生らが不利になり、試験へのアクセスをめぐる公平性・公正性の問題が指摘されたのである⁽³⁾。

また、同年12月17日には、2021年1月から大学入学共通テストで予定していた国語と数学の記述式問題についても、導入を見送ることを発表している。この大学入学共通テストにおける記述式問題の導入見送りの要因として、出題形式が25字、50字、120字程度という表現力を測る問題としての妥当性の問題、自己採点と採点結果のズレの問題、採点を民間業者に委託せざるを得ない中で必要とされる1万人の人材を確保できるのかに加え、正確な採点が可能なのかといった採点の信頼性・評価の公平性・公正性の

問題が指摘されていた〔西川 2019〕。これにより、今般の高大接続改革の二枚看板政策は、一旦白紙に戻されることとなったのである。

ここで指摘されている問題点を整理すると、「地域格差や試験への公平なアクセス」や「評価における公平性・公正性」等、そこには共通して「大学入学者選抜の公平性・公正性」をどのように確保するのかという点を課題としてあげることができる。このように、今般の高大接続改革を通じて、日本の大学入学者選抜では、高度な公平性・公正性を求める試験文化・風土が改めて浮き彫りになったといえる。一方で、この高大接続改革では、高校教育改革も進められており、「学力の3要素」の育成や「総合的な探究の時間」や「理数探究」等を始めとする、探究科目が新設され、今後もより多様な学力・スキル等の評価が、引き続き大学入学者選抜で求められるといえる。すなわち、こうした多面的・総合的な評価に基づく大学入学者選抜における公平性・公正性の検討は、避けることができない喫緊の課題であるといえる。

それでは、大学入学者選抜における公平性・公正性とは、どのように考えられ、担保することができるのだろうか？本稿では、こうした問題意識に基づき、大学入学者選抜における公平性・公正性の確保について、それをどのように実現することができるのかを検討するにあたり、近年のイギリスにおける高大接続改革から、そこで考えられている公平性・公正性の概念や在り方から一つの示唆を得ようとするものである。

2. 先行研究の検討

大学入学者選抜における公平性・公正性の前

提として、まず公正研究について検討する。これまでの公正研究は、主に社会心理学の研究領域において研究が進められてきた。この公正研究における社会心理学的アプローチは、主に規範的議論と経験的議論の2つに大別される。

規範的議論は、あるべき公正とは何かを模索する道徳哲学の伝統を引き継ぐものであり、正義論の系譜に位置づけられる研究である〔林 2007：305〕。このような公正へのアプローチを「客観的公正研究」と呼ぶ。

一方、経験的議論とは、適正さや公正の主観的判断に注目するものであり、人々の判断や認知を実証的に明らかにする社会心理学の枠組みの中で議論されてきた〔林 2007：305〕。このようなアプローチを「主観的公正研究」と呼ぶ。

このような公正への2つのアプローチを念頭に、林は「人が何を正しく、公正と判断するかを明らかにする試みは、社会状況における人々の様々な思考、認知、感情の問題にせざるを得ない。例えば、不均等な処遇は必ずしも不公正とみなされるわけではなく、状況や場合に応じでは公正と見なされることもある。(中略)これらの疑問に客観的公正を一律に当てはめて回答することは不可能であり、主観的な側面に焦点を当てた社会心理学的視点が必要である。」〔林 2007：305〕と述べている。そのため、公正感を明らかにするためには、主観的公正研究(社会心理学的)のアプローチが有用であるといえる。

この社会心理学の分野では、人々が認知する公正さについても、大きく2つの観点から議論されてきた。まず、一つ目が「分配的公正」(Distributive Justice)である。代表的な理論としては、アダムスによる「衡平理論」(equity theory)がある。アダムスによれば、自分の貢献度と報酬の比率が、同一条件下の他者の比率と均衡していれば、個人はその状態を衡平であると判断するとされている〔Adams 1965〕。

このような分配的公正の理論を踏まえ、西郡は、「選抜における公平性の確保とは、「選抜試験において誰もが満足するような公平性の確保を実現することは不可能であるという前提に立ち、如何に個人の不公正感を軽減させ、その公正感を高めていくか」というような観点に基づく

選抜試験を目指すこと」だと総括できる。その具体的で現実的な手段を考えたとき、大学入試における手続き的公正に関する視点が浮かび上がってくる。〕〔西郡 2009〕と述べている。

次に、二つ目がその「手続き的公正」(Procedural Justice)である。代表的な理論として、ティーバウトとウォーカーによる「コントロール理論」(control theory)とレヴェンタールによる「手続き的公正基準」がある。コントロール理論とは、物事の決定権を第三者に委譲することで公正性を担保することができるとしている〔Thibaut & Walker 1975〕。また、レヴェンタールは、「手続き的公正基準」として、以下の6つを提示している〔Leventhal 1980〕。

- ・ 一貫性 (consistency)：時間や対象者を越えて一貫した手続きが適用される
- ・ 偏りの無さ (bias suppression)：個人的利害や思想的先入観が抑制されている
- ・ 正確さ (accuracy)：正確な情報を基盤として決定が下されている
- ・ 修正可能性 (correctability)：再審理の機会がある
- ・ 代表性 (representativeness)：すべての関係者の利害関心や価値観が反映されている
- ・ 倫理性 (ethicality)：基本道徳や倫理に反しない

さらに、手続き的公正は2つの要因によって判断される。その一つ目が、物事の決定あるいは報酬分配手続きの構造的側面に注目する「構造的要因」である。これは、自己アピールの機会が確保されているかどうか〔Thibaut & Walker 1975〕や、先述の「手続き的公正基準」が満たされているかという点も、この構造的要因に含まれる。

二つ目が、決定手続きに影響力を持つ人物を問題にする「社会的要因」である。これは、権限者(例：面接官)の正直さ、配慮、権利の尊重といった両者の相互作用により生じるものである。面接者の被面接者に対する接し方や両者間のコミュニケーション等を通じて生じる面接試験の雰囲気によって、「公正に処遇されたかどうか」という受験当事者の公正知覚が大きく左

右される〔西郡 2009, 西郡 2021〕。これらの点からも、手続き的公正の範囲として、入試の手続きやプロセスだけではなく、誰が、どのように選抜・評価・採点を行うのかによっても公平・公正の判断に違いが生じることを示唆している。

また、「公平」な手段について、シッジウィックは、同じ条件下にある全ての人々を同一に処遇する「同一条件、同一処遇」という原理を「公平」な手段として考える〔Sidgwick 1907〕。しかし、複数の異なる選抜方法が並存する近年の多様化した大学入試制度の下では、「同一条件、同一処遇」という原理が満たされず、「公平」な手続きによる選抜を実施するのは、現実的に不可能であると指摘されている〔西郡 2009〕。そのため、先述のとおり、選抜における公平性・公正性の確保には、如何に個人の不公正感を軽減させ、その公正感を高めていくかというような観点に基づく選抜試験を目指すこと〔西郡 2009, 西郡 2021〕が重要であるといえる。

また、本稿が事例として検討するイギリスの高大接続における公平性・公正性に関する研究については、これまで沖が、イギリスの高大接続改革の背景とそこで認識されている公平性・公正性について、特に高等教育への機会、地域間格差の是正やそれに関わる政策を中心に検討している〔沖 2019〕。しかし、大学入学者選抜における公平性・公正性に関連する各種報告書や特に「資格取得後の出願」(Post Qualifications Admission, 以下:PQA)を中心とする近年のイギリスにおける高大接続改革の議論やそこから大学入学者選抜における公平性・公正性の在り方や考え方、どのようにそれを確保しようとしているのかについては明らかにされておらず、研究の余地があるといえる。

以上のように、公平性・公正性とは、それぞれの国や地域におけるその時代の社会・政治状況における人々の様々な思考、認知、感情によって判断される。それを担保する試みとして、分配的・手続き的公正ができる限り保障されることで、より多くの人々の公平感を高めることができるといえる。

それでは、イギリスの大学入学者選抜におい

ては、「誰」が、「どのような手続き」で、「どのような選抜資料」を、「どのような方法で評価」し、大学入学者選抜を行なっているのか？

本稿では、これらの中心的な問いの検討を通じて、イギリスの大学入学者選抜における基本的な公平性・公正性に関する考え方を明らかにする。

3. イギリスの高大接続制度の背景と伝統的な学力観と課題

イギリスでは、オックスフォード大学やケンブリッジ大学での面接試験を除き、大学入試はほぼ実施されていない。その代わりに、イギリスでは、後期中等教育の修了段階で受ける、後期中等教育修了資格試験での成績が、大学入学資格となる。そのため、この後期中等教育修了資格試験が、大学入学のために重要な試験として位置づけられている。

イギリスの資格試験制度では、1951年にGCE-Aレベル(General Certificate of Education Advanced Level, 以下:Aレベル)が導入されて以降、その資格試験の修了が、大学入学のための「黄金のスタンダード」として広く認知され、社会的地位を確立している。そして、このAレベル試験は、現在も大学入学資格として、最も一般的な資格試験となっている。

また、大学進学の際、多くの生徒は、大学側から提示される入学要件(entry requirement)に合わせた3科目(または4科目)を受験することになっている。Aレベルの成績は、A*, A, B, C, D及びEの6段階評価となっている。そのため、例えばロンドンにあるキングスカレッジのビジネス・マネジメント学科では、入学要件として、人文・社会科学分野で3科目の成績が、「A*, A, A」であること(1科目がA*, 2科目がA)を要求している⁽⁴⁾。このように、各大学の学部・学科では、入学要件を設定しており、受験生はそれに合わせた3科目の資格試験を受験するという仕組みとなっている。

また、Aレベル試験の特色として、それが主に3つの資格付与団体(Pearson Edexcel, AQA, OCR)によって実施されている点があげられる。

すなわち、A レベル試験は、外部の第三者機関による資格試験ということである。

また、イギリスの高大接続制度の特質として、この外部資格試験の前に、「予測される成績」(predicted grade)に基づいて出願が行われる点があげられる。これは、図1にも示しているように、イギリスではA レベルを始めとする外部資格試験(後期中等教育修了試験)を受験する前に、高校の教員が各生徒の「予測される成績」を出し、それに基づいて大学への出願を行うことになっている。大学はその「予測される成績」を始め、その他の出願書類を基に、「無条件合格」(unconditional offer)、「条件付き合格」(conditional offer)、「不合格」(unsuccessful)が提示され、受験生はその結果を踏まえて、外部資格試験を受験する制度となっている⁽⁵⁾。

そして、条件付き合格の受験生が、大学から提示された入学要件をクリアできなかった場合には、クリアリング(clearing)制度を利用し、例えば第1志望大学の学部・学科ではなく、第2、第3志望の大学への入学や志望大学の追加申請をすることができる。その他、なぜ不合格になったのかについて、大学に対して理由書の開示を求める不服申し立て制度もあり、情報開示の権利がすべての志願者に与えられている。

一方で、これまでA レベルに対しては、批判もなされており、特にボリヴァーは現行の大学入学者選抜が、A レベル取得者の選抜を優先的

に行なっている点を指摘している[Boliver 2013]。また、国際バカロレア(International Baccalaureate)資格による出願が行われたとしても、大学側ではIBの6科目すべてを選抜資料として活用するわけではなく、あくまでA レベルと合わせて、3科目のみの出願を要求しており、IBの特色でもあるコア学習としての「知の理論」等は選抜資料として活用されることが少ない点も明らかにされている[花井 2016]。

以上のように、イギリスの高大接続制度の特質として、主に4つをあげることができる。第一に、A レベルの成績を中心に選抜を行う学力重視の制度、第二に、資格試験は主に3つの外部試験団体によって実施されている、第三に、大学への出願は、外部試験受験後の成績ではなく、受験前の「予測される成績」を基に行われる、第四に、選抜結果に関するクリアリングや不服申し立て制度が整備されている点である。

しかし、現行の制度の課題として、特に「予測される成績」に基づく出願があげられる。大学・カレッジ入学サービス機構(UCAS)の分析によれば、「予測される成績」は正確に生徒の学力を示すものではなく、その妥当性の問題を指摘している。生徒は、実際の成績が出る前に、不確実な情報を基に進路選択をしなければならず、入学後のミスマッチや中退の要因となっていることが指摘されている[UCAS 2019: 4]。

このように、イギリスの大学入学者選抜プロ

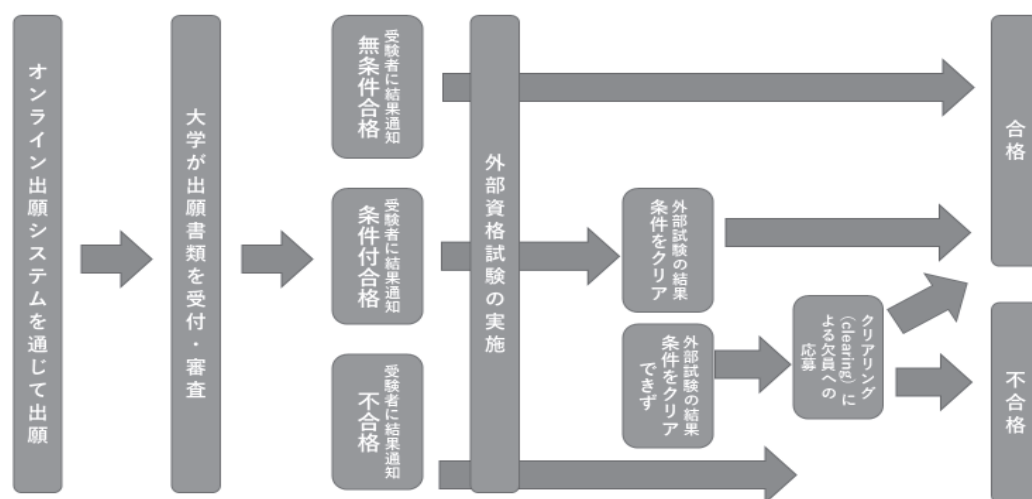


図1 イギリスにおける大学入学者選抜プロセス

出典：筆者作成

セスにおいては、「予測される成績」が課題となっており、公平性・公正性の観点からもその改善が求められているといえる。そこで、近年のイギリスにおいては、この「予測される成績」による出願を見直し、「資格取得後の出願」(PQA)の導入に向けた高大接続改革が推進されている。

4. イギリスの大学入学者選抜における公平性・公正性

2020年11月、ギャビン・ウィリアムソン教育大臣(当時)は、大学入学者選抜制度の見直しと現行の制度からPQA制度への移行の可能性を発表している。すなわち、現行の「予測される成績」に基づく出願ではなく、資格試験を受験し、実際の資格試験の成績をもとに出願するという制度である。これに先立ち、教育大臣は改革を通じて「不公平感を取り除き、現行の制度で不利益を被っている生徒を救済する」と述べている。これは、つまりより公平・公正な制度への移行を目的とした改革案であるといえる。

しかし、イギリスの大学入学者選抜の公平性・公正性の議論については、実は2004年前後からすでに見られ始めている。2003年6月、ブルーネル大学の当時の副学長であったスティーブン・シュワルツ教授を委員長とする「高等教育入学者選抜運営委員会」⁽⁶⁾が設置されている。同運営委員会は、イギリスの大学入学者選抜に関する総合的なレビューを行ない、翌2004年9月には、イギリスのすべての高等教育機関が採用可能な、入学者選抜に関するハイレベルな原則の提言をまとめた、「高等教育への公平なアドミッション：グッド・プラクティスのすすめ」(‘Fair admission to higher education: recommendations for good practice’、通称：シュワルツ報告)を公表している。その中で、公平・公正な大学入学者選抜制度を実現するための以下の5つの原則が提言されている。

原則1：公平・公正な大学入学者選抜制度は、透明性(transparent)が確保される必要がある

原則2：公平・公正な大学入学者選抜を実現す

るためには、各高等教育機関によって志願者の学業成績の評価だけではなく、潜在能力の評価も行われる必要がある

原則3：公平・公正な大学入学者選抜制度は、信頼性(reliable)と妥当性(valid)の高い評価方法を開発する必要がある

原則4：公平・公正な大学入学者選抜制度は、志願者にとっての障壁を低くする必要がある

原則5：公平・公正な大学入学者選抜制度は、すべて専門家によって行なわれる必要があり、適切な組織構造とプロセスを基盤とするものでなければならない

また、これらの原則を各高等教育機関が応用する際に活用できるよう、各原則にガイドラインがそれぞれ示されている。このシュワルツ報告によって提言されている大学入学者選抜における公平性・公正性で重視すべき視点については、主に以下の点をあげることができる。

原則1では、透明性の確保として、志願者への各大学の最新の入試情報の提供とともに、万が一志願者からの不服申し立てがあった場合に、正確な記録に基づくフィードバックを行う必要がある点が強調されている。

原則2では、学業成績のみに基づく選抜ではなく、潜在能力を評価するための指標の開発や社会的背景を考慮した選抜を通じた多様性の実現が公平・公正な大学入学者選抜制度の構築につながる点が強調されている。

原則3では、大学入学者選抜制度の信頼性と妥当性を高めるために、アドミッション・ポリシーと出願手続きの定期的な見直しの必要性について強調されている。

原則4では、各志願者の状況に合わせたサポートや合理的配慮の必要性が強調されている。

原則5では、主に入試に関しては入試の専門家が担うべきであるとする考え方を軸に、これまで各部署で行われてきた入学者選抜をアドミッション・オフィスに集約し、ワンストップで実施することで、公平・公正な制度として運営することができるといった点が強調されている。

また、その他には、「予測される成績」に基づく出願と選抜の課題が指摘され、代替案としてPQAの導入が強く推奨されている。

以上のように、シュワルツ報告では、公平・公正な大学入学者選抜を実現するための原則が示され、その後多くの大学でこの原則に沿った大学入学者選抜が実施されるようになった。

その後、2020年には、このシュワルツ報告の再検討を目的として、イギリス大学協会(Universities UK)によって、「公平・公正なアドミッション・レビュー報告」(Fair Admissions Review)が公表されている。この中では、大学入学者選抜における「公平性・公正性」と「透明性」の確保のための以下の8つの提言が示されている。

1. シュワルツ報告から更新された今回のアドミッションの原則を遵守すること
2. 志願者の進学意欲を制限したり、コースの選択に悪影響を与えたりすることなく、アドミッションとオファーが志願者の最善の利益のために行われるようにすること
3. 「社会・経済的背景等を考慮したアドミッション」(contextual admission)を推進する上での透明性の向上を含め、アドミッションの実践が、高等教育へのアクセスと参加の不平等に確実に対処すること
4. 志願者の出願意欲を高める支援として、大学情報や手続きの透明性を改善すること
5. 大学・カレッジ入学サービス機構(UCAS)は、アドミッションの公平性・公正性と透明性を向上させるために改革を進める必要がある
6. 政府は、アドミッションの公平性・公正性と透明性をサポートしなければならない。
7. 高等教育セクターは、アドミッションに関わる主要課題と批判を特定し、対処するために、より積極的なアプローチをとる必要がある
8. 現行の「予測される成績」による出願ではなく、資格試験の結果が出るまで志願者が大学からのオファーを受け取らない方式としての、PQAの導入を含む、大学入学制度改革を今後さらに検討する必要がある

この報告書での提言は、シュワルツ報告の原則と比較して、「誰が」、「何をすべきか」が述べられている点で、より具体的な提言となっているといえる。特に、8つ目の提言では、PQAの導入が求められており、公平・公正な大学入学者選抜の実現には、このPQAへの移行が重要なポイントであると考えられていることが分かる。

5. 公平・公正な大学入学者選抜の実現に向けた高大接続改革とその後の展開

2020年11月、ウィリアムソン教育大臣(当時)は、大学入学者選抜制度の見直しと現行の制度からPQAへの移行の可能性を発表している。先述のように、この改革は、より公平・公正な制度への移行を目的とした改革である。

そこで、2021年1月21日～5月13日にかけて、このPQAの導入に向けた全国規模のコンサルテーションが実施された。ここでは、2つのPQAモデルの提案がなされている。

まず、モデル①が「資格取得後の出願及び合否判定」(post-qualification applications and offers)で、モデル②が「資格試験前出願及び資格試験成績受け取り後の合否判定」(pre-qualification application with post-qualification offers and decisions)である。どちらのモデルも資格試験の結果に基づく最終合否判定が行われる点が特徴であるが、モデル①は資格試験の後に合否判定が行われるのに対して、モデル②については、出願は従来どおり、「予測される成績」を基に行われるものの、「条件付き合格」等の資格試験前の合否判定は行わずに、正式な資格試験の成績に基づいて合否判定が行われるモデルである。

その後、2022年2月24日には、このコンサルテーションの回答結果が公表されている(計509回答)[Department for Education 2022]。

その結果、全体の38%が現行の高大接続制度に満足しているとの回答であった。その一方で、31%が現行の制度に不満をもっていると回答している。高等教育関係者からは、現行の制度を支持する回答が多かった。一方、個人回答の多くは改善を支持している。

そして、諮問の結果、教育省は、最終的にPQAの導入を断念することを決定している。この断念の主な理由や懸念について、教育省によれば、資格試験の結果を従来よりも早く出さなければならなくなり、試験の評価に十分な時間を確保することができない点、入学許可の決定プロセスの透明性を高める必要がある点、そして制度全体への影響が大きく、慎重な検討が必要である点をあげている[Department for Education 2022]。以上のように、今回の改革の目玉であったPQAは導入されず、現行の「予測される成績」による出願が維持されることになったのである。

6. 終わりに：考察と今後の課題

これまで検討してきたように、イギリスの大学入学者選抜における公平性・公正性に関する議論は、以下のようにまとめることができる。

まず、選抜を「誰が」行うのかについて、シュワルツ報告の原則5において、「専門家によって行なわれる必要がある」と書かれているように、専門的な知識をもったアドミッション・オフィサーによる選抜が推奨されている。

次に、手続きや選抜資料については、外部機関によってAレベル等の資格試験が実施され、その成績によって合否の決定が行われていた。特にイギリスでは、Aレベル試験での学力重視の制度となっていた。このように複数の外部機関による試験を実施し、学力を重視することで、公平性・公正性の担保が行われているといえる。

また、公平・公正な大学入学者選抜の5つの原則及びアドミッション・レビュー報告の8つの提言を通じて、透明性、信頼性、学業成績と潜在能力の評価、障壁を低くすることで公平・公正な入学者選抜が目指されているといえる。

そして、手続き的公平性の観点からは、UCASを通じたオンライン出願が整備されている点、多様な学修背景をもつ受験生の受け入れのための社会・経済的背景等に考慮したアドミッションが推奨されている点、クリアリングや不服申し立て制度が用意されている点等があげられる。

一方で、すでに現行の「予測される成績」に

基づく出願と選抜制度が公平性・公正性を欠いている点が指摘されてきたにも関わらず、近年の高大接続改革の結果、PQAの導入が断念され、従来の制度が維持されている。この点から、イギリスではあくまで後期中等教育修了段階までの学力については、高校側（高校教員）による予測を信頼し、高校教育の自律性を尊重することで、「社会的公正認知」を得ていると考えられる。これは、同様にAレベル試験を中心とした「学力重視」の選抜制度を維持し、すでに広く社会的に認知されている黄金のスタンダードを保持することで、社会的公正認知も維持していると考えられる。ただ、なぜ従来の制度が維持されたのかの要因については本稿では明らかにできておらず、これが今後の課題となる。

また、シュワルツ報告の中でも強調されていた、社会・経済的背景等を考慮した選抜の実施を通じて、どのように公平性・公正性を担保しようとしているのかについても、今後継続的な調査研究を通じて明らかにしていく必要がある。

注

- (1) 本稿では、特に明記しない限り、イギリスを指す。
- (2) https://www.mext.go.jp/b_menu/daijin/detail/1422393.html (2023年2月13日付入手)
- (3) https://www.nikkei.com/article/DGXMZO51671970R01C19A_1_MM0000/ (2023年1月24日付入手)
- (4) www.kcl.ac.uk/study/undergraduate/courses/business-management-bsc (2023年2月7日付入手)
- (5) <https://www.ucas.com/undergraduate/after-you-apply/ucas-undergraduate-types-offer> (2023年2月8日入手)。
- (6) 「高等教育入学者選抜運営委員会」は、政府から独立した第三者委員会として設置された委員会である。

参考文献

- 沖清豪 2019 「英国における高大接続改革の背景：高等教育への機会の公正・公平性をめぐって」, *Waseda RILAS Journal*, 7, 105-114頁
- 花井渉 2016 「イギリスにおける国際バカロレア認証に伴う資格試験制度変容に関する研究」『比較教育学研究』52, 90-112頁
- 林洋一郎 2007 「社会的公正研究の展望：4つのリサーチ・パースペクティブに注目して」『社会心理学研究』22巻, 3号, 305-330頁
- 西川龍一 2019 「記述式も頓挫 大学入学共通テストの行方は（時事公論）」NHK解説委員室, (2023年1月24日付入手) <https://www.nhk.or.jp/kaisetsu-blog/100/417567.html>
- 西郡大 2009 「大学入学者選抜における公平性・公正性の再考—受験当事者の心理的側面から」, *Journal of Quality Education*, 2, 119-136頁
- 西郡大編 2021 『大学入試改革の論点としての公平性・公正性』金子書房
- Adams, J.S. 1965 “Inequity in social exchange”, L. Berkwitz (Ed.), *Advances in Experimental Social Psychology*, Academic Press, pp.267-299.
- Admission to Higher Education Steering Group 2004 “Fair admissions to higher education:

- recommendation for good practice”, *Admission to Higher Education Review*.
- Boliver, V. 2013 “How fair is access to more prestigious UK universities?”, *British journal of sociology*, 64 (2). pp.344-364.
- Department for Education 2022 “Post-Qualification Admissions Consultation Response”, York Consulting.
- Leventhal, G.P. 1980 “What should be done with equity theory? : New approaches to the study of fairness in social relationship”, Gergen, M. Greenberg, and R. Willis (Eds). *Social exchange*, Academic Plenum, pp.27-55.
- Sidgwick, H. 1907 “The methods of Ethics”, 7th ed., Hackett Publishing.
- Thibaut, J., & Walker, L. 1975 “Procedural justice: A psychological analysis”, Hillsdale, NJ: Lawrence.
- UCAS 2019 “End of Cycle Report 2019”, (2023年2月9日付入手) <https://www.ucas.com/file/292731/download?token=mvFMlghk>
- Universities UK 2019 “Fair Admissions Review”.

本研究は、JSPS 科研費（若手研究：19K14144）の助成を受けた研究成果の一部である。

（九州大学）